

議案第 22 号

朝霞市消防団条例の一部を改正する条例

朝霞市消防団条例（昭和 36 年朝霞市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「居住している」を「居住し、又は勤務している」に改める。

第 7 条第 1 項中「戒告、停職」を「戒告し、停職し、」に改める。

第 12 条第 1 号中「挺して」を「ていして」に改め、同条第 2 号中「もと」を「下」に改め、同条第 3 号中「慎しまなければ」を「慎まなければ」に改め、同条第 5 号中「饗応接待」を「供応接待」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 2 月 22 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

朝霞市消防団条例の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(任命) 第4条 消防団員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから任命する。 (1) 市内に居住し、又は勤務していること。 (2)・(3) (略)</p> <p>(懲戒) 第7条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかにかに該当するときは、懲戒処分として、<u>戒告し、停職し、又は免職すること</u>ができる。 (1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 住民に対し常に常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め災害に際しては身を以てしてこれに当たたる心構えを持たなければならない。 (2) 規律を厳守して上司の指揮命令の<u>下</u>に消防団員一体事に当たらなければならない。 (3) 同僚の間互いに相敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならぬ。 (4) (略) (5) 職務に関し金品の寄贈又は<u>供応接待</u>を受け、又はこれを請求してはならない。 (6)～(8) (略)</p>	<p>(任命) 第4条 消防団員は、次に掲げる要件を満たす者のうちから任命する。 (1) 市内に居住していること。 (2)・(3) (略)</p> <p>(懲戒) 第7条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかにかに該当するときは、懲戒処分として、<u>戒告、停職</u>又は免職することができる。 (1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第12条 消防団員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 (1) 住民に対し常に常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め災害に際しては身を以てしてこれに当たたる心構えを持たなければならない。 (2) 規律を厳守して上司の指揮命令のもとに消防団員一体事に当たらなければならない。 (3) 同僚の間互いに相敬愛し、礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。 (4) (略) (5) 職務に関し金品の寄贈又は<u>饗応接待</u>を受け、又はこれを請求してはならない。 (6)～(8) (略)</p>